

岩手県告示第343号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨北上市長から次のとおり通知があった。

平成25年5月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 北上市新穀町一丁目地内ほか
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年4月1日から同年5月1日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（街区基準点の移転）